

学校給食費の徴収方法について（小学校・特別支援学校用）

1. 学校給食費の納付方法

学校給食費は各学校ではなく、市に口座振替などで直接納付していただきます。

2. 「学校給食の申込」と「口座振替の登録」について

- 保護者の皆様に、学校給食提供の申し込みをお願いしています。あわせて、学校給食費の納付について口座振替の手続きが必要です。（学校給食の申込及び口座振替の登録）

※学校徴収金と同じ振替口座でも、支払先が異なるため必ず登録してください。

※きょうだいがいる場合でも、手続きはお一人ずつが必要です。

- 同封の「学校給食費に関する手続きのお願い」をご確認いただき、お手続きをお願いします。

3. 学校給食費について

- 1年間の学校給食費は、「1食当たりの単価×年間給食予定回数」により計算します。
- 年度末に給食実施回数に応じた年間の学校給食費を確定し、納付金額を調整します。

（1）学校給食費の額

校 種	小学校・特別支援学校・ 義務教育学校（前期）
1食あたり	260 円

※上記は 2025 年度の金額です。

※食材価格の高騰が続く中でも、給食の質や量を落とすことがないよう、物価高騰分については、保護者の皆様から給食費を追加でご負担いただくことなく公費により対応しています。

（2）学校給食費の納付方法

- 学校給食費は、原則として口座振替による納付となります。口座振替は、6月末から開始します。5月以降に手続きした場合は、登録が完了した月の翌月から開始します。（紙で口座振替登録を提出いただいた場合は登録手続きに3か月程度かかります。）

- ・口座登録がお済みでない場合は、郵送する「納付書」により金融機関窓口等でお支払いください。
- ・お支払いいただく学校給食費は次のとおり予定しています（年9回）。

〔納付期限および納付方法の例〕

- ・年間予定日数が190回の場合です。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	4・5月分	6月分	7月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2・3月分
納付期限	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月末日	1月末日	2月末日
支払額 (小学校)	9,000円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	8,900円

※納付期限が土日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日になります。

※支払額は6月頃に改めてお知らせする予定です。

（3）学校給食費に関する配付物

- ・毎年度、下記の文書を配付いたします。

配付物	配付時期	配付対象者	配付方法
学校給食費納入額決定通知書	6月頃	全児童生徒	学校から配付
学校給食費納入通知書兼納付書	学期ごと	納付書での支払の方	市から郵送
学校給食費納入額精算通知書※	2月頃	全児童生徒	学校から配付

※決定通知書に記載した年間支払額に変更がない場合は、精算通知書は配付しません。

4. 学校給食の提供の停止やアレルギー対応

- ・学校給食の提供を「停止する（食べない）」、「停止から再開する」、「給食の内容を変更する（食物アレルギーにより一部給食の提供停止）」とする場合は、事前に学校へ申し出が必要です。
- ・「学校給食の申込」の提出がない場合でも、保護者様から学校にご相談がない限り、給食を提供し、給食費をお支払いいただきます。
- ・食材発注の都合上、学校が食物アレルギー等による給食の停止を承認した日や学校が停止・再開の届出を受けた日の翌日から起算して6日目（土日祝日等を除く）以降、学校給食費の調整を行います。
- ・届出等が遅れた場合は、発注分をお支払いいただきますので御了承ください。

①食物アレルギー等により学校給食（の一部）を食べられない場合

- ・食物アレルギー対応を行う場合は、アレルギー対応の依頼が必要です。あわせて、学校より「学校給食アレルギー対応の希望調査」を実施しますので、必ずご回答をお願いします。その申し出に基づき、給食を（一部）停止します。
- ・年度途中で状況が変更となった場合も学校へ申し出てください。

②入院等により連続して5日以上給食を食べない場合

- ・入院など個別の事情により、連続して5日以上給食を食べないことが事前にわかっている場合は、学校に「学校給食停止（再開）届」を提出していただくことで、学校給食費の請求を停止します。

③転校する場合

- ・転校する場合などは、転校の手続きが必要となりますので、学校へご連絡ください。転校の手続きをもって学校給食に関する手続きを行います。

5. 年度末の学校給食費の調整

- ・年間の学校給食費は、原則として1月末時点の学校ごとの給食実施回数をもとに、第9期（2月末）の支払額を調整します。
- ・調整後の納付金額については、「学校給食費納入額精算（変更）通知書」で2月頃にお知らせします。なお、市外転出等の場合は、事由発生の翌月以降に郵送します。
- ・第9期（2月末）の納付金額の確定以降、新たに学校給食費を調整する事由が発生した場合は、3月以降に請求又は還付を行います。
- ・学校給食費に未納がある場合は、還付を行わず未納分に充当します。
- ・警報や感染症等のため学級閉鎖・学年閉鎖となり、学校給食の提供がなかった場合でも、食材発注の都合上、学校給食費は徴収します。

6. 学校給食費の支払いが困難な場合

- ・経済的な理由などにより、支払いが困難な保護者の方には、一定の基準を満たす場合は、「就学援助」や「特別支援教育就学奨励費」などの制度があります。給食費のほか、就学に必要な経費を援助・補助しています。
- ・小学校・中学校・義務教育学校の場合は、詳しくは、市ホームページ「就学援助のご案内」をご覧ください。
- ・特別支援学校の場合は、詳しくは、学校へ「特別支援教育就学奨励費」についてお問い合わせください。
- ・新1年生は前年度の就学援助の情報がないため、一旦給食費を納付いただきますが、認定確認後に還付します。



7. 生活保護や就学援助等を受給されている場合

- ・生活保護や就学援助を受けている方は学校給食費の負担はありませんが、認定に時間がかかり、先に給食費を納付いただいた場合は、認定確認後に還付します。
- ・前年度に就学援助を受けている方は、新年度の認定までの期間も「みなし認定」として、給食費の徴収を停止します。認定されなかった場合は、第1期までさかのぼって給食費を納付いただきます。

- ・特別支援学校に通学され、生活保護と特別支援教育就学奨励費の両方の支給を受けている方は、学校給食費をお支払いください。別途、学校を通じて特別支援教育就学奨励費が支給されます。

8. 未納への対応

- ・口座振替登録している方で、引き落としが不能となった場合は翌月 14 日に再振替を実施します。（給食申込や口座振替登録にて、メールアドレスを登録されている方には再振替のお知らせをします。）
- ・指定する納付期限後、納付の確認が取れない場合は、督促状を送付します。
- ・その後も滞納が続く場合は、学校に保護者の情報（電話番号、勤務先など）を確認するとともに、児童手当からの引き去りや法的措置などを実施することがあります。
- ・民法第 761 条により、両親（夫婦）は連帯して学校給食費の支払いについて責任を負うこととなりますので、両親（夫婦）ともに督促のご連絡をすることがあります。
- ・学校徴収金（教材費、校外学習費、積立金）の滞納がある場合は、学校と連携して、学校給食費とともに督促を行うことがあります。

9. 手続きに関する Q & A、お問い合わせ先

《手続きに関する Q & A》

- Q 1 手続きは毎年必要でしょうか。
- 必要はありません。一度提出すると、神戸市立の学校に在学中は有効です。
神戸市立の学校間で転校した場合も、再提出の必要はありません。
- Q 2 きょうだいで神戸市立の学校に通っている場合は、1枚の申請で良いでしょうか。
- お子様一人につき、1枚ずつ申込書の提出が必要です。
- Q 3 口座振替に係る手数料は保護者負担ですか。
- 学校給食費の口座振替手数料は市で負担します。

そのほか学校給食の申込や口座振替の登録に関して、お問い合わせの多いご質問は、市ホームページ「学校給食費の公会計化」に公開しております。まずはこちらをご確認ください。



《問い合わせ先》

電話：0570-083-330 FAX：078-333-3314

Web フォームもご利用いただけます



神戸市お問い合わせセンター（年中無休 8時00分～21時00分）